

現 行	改 定	適 用																		
<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則</p> <p>1-1-2 用語の定義 24. 帳票管理システム 帳票管理システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。</p> <p>1-1-8 工事の着手 受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。</p> <p>1-1-13 工事の一時中止 1. 一般事項 (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合 (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合 (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合</p> <p>第2編 材料編 第3章 港湾工事材料 第5節 防舷材</p> <p>3-5-1 ゴム防舷材 1. 防舷材に使用するゴムは、次によるものとする。 (1) ゴムは、カーボンブラック配合の天然若しくは合成ゴム又はこれらを混合した加硫物でなければならない。</p> <p>3. ゴムの物質的性質は、次によらなければならない。 (1) ゴムの物理的性質は、「表3-3ゴムの物理的性質」の規格に適合しなければならない。「表3-3ゴムの物理的性質」によりがたい場合は設計図書のとおりとする。 (2) 物理試験は、「表3-3ゴムの物理的性質」の試験項目を「JIS K 6250 ゴム-物理試験方法通則」「JIS K 6251 加硫ゴムの引張試験方法」「JIS K 6253-3 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-硬さの求め方(デュロメータ硬さ)」「JIS K 6257-1993 加硫ゴムの老化試験方法」「JIS K 6259 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-耐オゾン性の求め方」によって行わなければならない。なお、硬さ、老化及びオゾン試験は、次の方法によらなければならない。 引張試験 (JIS K 6251)- 硬さ試験 (JIS K 6253-3) 老化試験 (JIS K 6257-1993)</p> <table border="0" data-bbox="649 1292 985 1436"> <tr> <td>デュロメータ硬さ試験 (タイプA)</td> </tr> <tr> <td>メーダルオープン法A-2試験</td> </tr> <tr> <td>試験温度:70±1℃</td> </tr> <tr> <td>試験時間:96</td> </tr> <tr> <td>0</td> </tr> <tr> <td>-2 時間</td> </tr> </table>	デュロメータ硬さ試験 (タイプA)	メーダルオープン法A-2試験	試験温度:70±1℃	試験時間:96	0	-2 時間	<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則</p> <p>1-1-2 用語の定義 24. 帳票管理システム 1. 帳票管理システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。 <u>2. 電子納品を実施するにあたり、本工事に係る工事帳票の事務処理、施工管理において発注者が提供する「帳票管理システム」を利用するものとする。</u> 3. 本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。 <u>4. 帳票管理システム利用に係わる情報は、他に漏らしてはならない。</u></p> <p>1-1-8 工事の着手 受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 <u>なお、海上工事の場合は、契約書に定める契約日以降45日以内とするものとする。</u></p> <p>1-1-13 工事の一時中止 1. 一般事項 (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合 (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合 (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合 <u>(4) 発注者は、受注者が災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的な協定に基づき出動要請を受け、緊急的な応急対策を実施する必要がある場合は、受注者と協議を行い、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができるものとする。</u></p> <p>第2編 材料編 第3章 港湾工事材料 第5節 防舷材</p> <p>3-5-1 ゴム防舷材 1. 防舷材に使用するゴムは、次によるものとする。 (1) ゴムは、カーボンブラック又はホワイトカーボン配合の天然若しくは合成ゴム又はこれらを混合した加硫物でなければならない。</p> <p>3. ゴムの物質的性質は、次によらなければならない。 (1) ゴムの物理的性質は、「表3-3ゴムの物理的性質」の規格に適合しなければならない。「表3-3ゴムの物理的性質」によりがたい場合は設計図書のとおりとする。 (2) 物理試験は、「表3-3ゴムの物理的性質」の試験項目を「JIS K 6250 ゴム-物理試験方法通則」「JIS K 6251 加硫ゴムの引張試験方法」「JIS K 6253-3 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-硬さの求め方(デュロメータ硬さ)」「JIS K 6257 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-熱老化特性の求め方」「JIS K 6259 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-耐オゾン性の求め方」によって行わなければならない。なお、硬さ、老化及びオゾン試験は、次の方法によら</p> <table border="0" data-bbox="1164 1292 1881 1436"> <tr> <td>硬さ試験 (JIS K 6253-3)</td> <td>デュロメータ硬さ試験 (タイプA)</td> </tr> <tr> <td>老化試験 (JIS K 6257)</td> <td><u>促進老化試験 (AA-2)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>試験温度:70±1℃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>試験時間:96</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>-2 時間</td> </tr> </table>	硬さ試験 (JIS K 6253-3)	デュロメータ硬さ試験 (タイプA)	老化試験 (JIS K 6257)	<u>促進老化試験 (AA-2)</u>		試験温度:70±1℃		試験時間:96		0		-2 時間	
デュロメータ硬さ試験 (タイプA)																				
メーダルオープン法A-2試験																				
試験温度:70±1℃																				
試験時間:96																				
0																				
-2 時間																				
硬さ試験 (JIS K 6253-3)	デュロメータ硬さ試験 (タイプA)																			
老化試験 (JIS K 6257)	<u>促進老化試験 (AA-2)</u>																			
	試験温度:70±1℃																			
	試験時間:96																			
	0																			
	-2 時間																			

現 行	改 定	適 用
<p>第2編 材料編 第3章 港湾工事材料 第8節 マット</p> <p>3-8-5 石かご 開発局独自</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 石かごの形状寸法は設計図書の定めによるものとする。 2. 鉄網は「JIS G 3532 (鉄線)」 「JIS A 5513 (じゃかご)」 によるものとする。 3. 線径はひし形金網5mm以上、枠線などは6mm以上とし、網目は150mm以下とする。 4. 中詰された石かごは安全に移動、据付けられる強度を有すると共に著しい変形を起こすものであってはならない。 <p>土木工事施工管理基準及び規格値 品質管理基準</p> <p>11. 付属工材料の品質管理 材質 JIS K 6257-1993</p> <p>付表</p> <p>付-12 海洋性コンクリート施工の手引き (案)</p> <p>5.3.2 打ち込み管理 (3)</p> <p>実海域構造物の実験結果から、40m³程度まで1本のケーシングで打込んでも所定のコンクリートの品質を確認することができた。(解説図5.3.2参照)</p>	<p>第2編 材料編 第3章 港湾工事材料 第8節 マット</p> <p>3-8-5 石かご 開発局独自</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 石かごの形状寸法は設計図書の定めによるものとする。 2. 鉄網は「JIS A 5513 (じゃかご)」 によるものとする。 3. 線径はひし形金網5mm以上、枠線などは6mm以上とし、網目は150mm以下とする。 4. 中詰された石かごは安全に移動、据付けられる強度を有すると共に著しい変形を起こすものであってはならない。 <p>土木工事施工管理基準及び規格値 品質管理基準</p> <p>11. 付属工材料の品質管理 材質 JIS K 6257</p> <p>付表</p> <p>付-12 海洋性コンクリート施工の手引き (案)</p> <p>5.3.2 打ち込み管理 (3)</p> <p>実海域構造物の実験結果から、40m²程度まで1本のケーシングで打込んでも所定のコンクリートの品質を確認することができた。(解説図5.3.2参照)</p>	